



**東京圏**から柏崎市に移住された  
**子育て世帯に50万円を交付します！**

**子育て世帯移住・就業者支援補助制度**

**【補助金額】**


**一世帯 50万円**

※柏崎市から転出した場合や補助金対象の職を辞した場合に、補助金の全額または半額を返還する規定があります。  
※首都圏移住・就業者支援補助金の「移住元に関する要件」に該当する方は対象外。

**【補助対象者の主な要件（抜粋）】 ①～④すべてに該当**

**①子育て世帯に関する要件**

- 申請者及び**18歳未満の方を含む2人以上の世帯員が属する世帯**である
- 世帯員が移住元で、住民票の上で同一世帯に属していた
- 世帯員が申請時に、住民票の上で同一世帯に属している
- 世帯員がいずれも、申請時に**転入後1年以内**



**②移住元に関する要件**

- 住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上**
- 住民票を移す**直前に連続して1年以上**

**東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住**  
※条件不利地域を除く

**③転入先に関する要件**

- 令和7（2025）年4月1日以降**、柏崎市に転入

**④移住後の仕事に関する要件 (1)～(4)のいずれかに該当**

<b>(1)就職</b>	<input type="checkbox"/> アまたはイに該当 ア 新潟県移住支援金対象求人サイトに掲載された対象求人に応募して就職 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職
<b>(2)起業</b>	<input type="checkbox"/> 申請日の前1年以内に、新潟県が実施する起業支援事業の支援金の交付決定を受けている。（起業支援金については、「にいがた産業創造機構（NICO）」へお問合せください）
<b>(3)テレワーカー</b>	<input type="checkbox"/> 自身の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う。 <input type="checkbox"/> 移住先で、週20時間以上テレワークを実施する。
<b>(4)関係人口</b>	<input type="checkbox"/> ア～ウすべてに該当 ア 住民登録時点で50歳以下 イ 申請時に【支給対象者の要件】のいずれかに該当 ウ 申請時に【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当  <b>【支給対象者の要件】</b> 1 転入前に柏崎市の移住セミナーや相談会、お試し移住体験の参加経験がある者 2 転入の3か月より前から柏崎ファンクラブの会員である者 3 市内二大学（新潟産業大学、新潟工科大学）の卒業生  <b>【地域の担い手確保の要件】</b> 1 市内の農林水産業に新たに就業し、市内で週20時間以上の就労をする者 2 市内に拠点を置く家業等に新たに就業し、市内で週20時間以上の就労をする者

新潟県移住支援金対象求人サイト



にいがた産業創造機構（NICO）



補助金の詳細は柏崎市HPでご確認ください



**【申請期間】**  
**転入日から1年以内**のうち、令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで  
(2026) (2027)

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。  
※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。申請希望の方は転入後、お早めに元気発信課にお申し出ください。  
※令和9（2027）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

**補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで**